

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則  
福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
三三

告示  
大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件  
三三

大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件  
三三

土地改良法により換地計画を定めた件  
三三

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件  
三三

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件  
三三

都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件  
三三

## 規 則

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第十五号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第一条を削る。

第二条各号列記以外の部分中「省令第二十三条第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。）第二十条第一項」に改め、同条第一号中「法第三十四条第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項」に、「以下「認定申請建築物」という。」を「増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分（以下「認定申請建築物」という。）」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「（法の施行の際現に存する住宅部分を除く。）」を削り、「設計住宅性能評価書」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。）」に、「表示基準」を「日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号。以下「表示基準」という。）」に、「等級四」を「等級五以上」に、「等級五」を「等級六」に改め、同条第二号とし、同条を第一号とする。

第三条及び第四条を削る。

第五条各号列記以外の部分中「第二十三条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条第一号中「第二条第一号」を「第一条第一号」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二条第三号」を「第一条第二号」に、「登録住宅性能評価機関」を「品確法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）」に、「等級四」を「等級五以上」に、「等級五」を「等級六」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第二号とする。

第六条を削る。

第七条中「第十一条」を「第十三条」に、「消費性能基準」を「法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に、「第十二条」を「第十一条」に、「第一条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第八条中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同条を第四条とする。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（建築指導課）

## 告 示

### 福島県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年三月十

八日から同年七月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
令和七年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 二千三百三十二平方メートル

(変更後) 三千三百六十五平方メートル

2 駐車場の収容台数

(変更前) 九十九台

(変更後) 百五十七台

3 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり

(一) 収容台数 七十一台

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり

(一) 収容台数 百七台

4 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり

(一) 容量 百五十四平方メートル

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり

(一) 容量 五百四十四平方メートル

5 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり

(一) 容量 七・三立方メートル

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり

(一) 容量 十・五立方メートル

三 変更しようとする年月日

令和七年十一月八日

四 届出年月日

令和七年三月七日

届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月十八日から同年四月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。  
令和七年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)喜久田ファッションモール 福島県郡山市東原三丁目百八十四番

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、右田・海老地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和七年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月十九日から

同年四月七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

福島県告示第百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年三月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字高隣字峠甲二一三七から甲二一四三まで、甲二一四六、甲二一四七、甲二八〇三から甲二八〇五まで、甲二八〇七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字高隣字切通甲二八五四、甲二八五五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字高隣字東上甲一五一〇の一、甲一五一一、甲二七八三、甲二七八四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字枝松字家向五〇八から五一一まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字白岩字小牧二五二の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字澳田字塔ノ脇一五二一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 七 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字合川字若林甲九七五、甲九七六の一

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字合川字下平乙二七五の一、乙二七五の二
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字大松川字猪窪甲一一七一の一
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字大松川字小坂丁四七八
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
(森林保全課)

**福島県告示第七十八号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
令和七年三月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 土砂災害警戒区域		区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
長泥	相馬郡飯館村長泥字長泥	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
曲田 A	同 郡飯館村長泥字曲田	急傾斜地の崩壊			
曲田 B	同 郡飯館村長泥字曲田	急傾斜地の崩壊			
曲田 D	同 郡飯館村長泥字曲田	急傾斜地の崩壊			
曲田 E	同 郡飯館村長泥字曲田	急傾斜地の崩壊			
曲田 C	同 郡飯館村長泥字長泥	急傾斜地の崩壊			
二 土砂災害特別警戒区域		土砂災害の発生	区域の範囲及び自然現象により		

区域名	区	域	原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃
長泥	相馬郡飯館村長泥字長泥		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
曲田 A	同 郡飯館村長泥字曲田		急傾斜地の崩壊	
曲田 B	同 郡飯館村長泥字曲田		急傾斜地の崩壊	
曲田 D	同 郡飯館村長泥字曲田		急傾斜地の崩壊	
曲田 E	同 郡飯館村長泥字曲田		急傾斜地の崩壊	
曲田 C	同 郡飯館村長泥字長泥		急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

公 告

公告第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）